

評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人板柳町社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1

区 分	費用弁償額
評議員	日額 2,000円

附 則

この規程は、平成29年3月29日から施行する。